

令和元年第3回東大和市議会定例会会議録第24号

令和元年9月10日（火曜日）

出席議員（21名）

2番	大 后 治 雄 君	3番	二 宮 由 子 君
4番	実 川 圭 子 君	5番	森 田 真 一 君
6番	尾 崎 利 一 君	7番	上 林 真 佐 恵 君
8番	中 村 庄 一 郎 君	9番	根 岸 聡 彦 君
10番	木 下 富 雄 君	11番	森 田 博 之 君
12番	蜂 須 賀 千 雅 君	13番	関 田 正 民 君
14番	和 地 仁 美 君	15番	佐 竹 康 彦 君
16番	荒 幡 伸 一 君	17番	木 戸 岡 秀 彦 君
18番	東 口 正 美 君	19番	中 間 建 二 君
20番	大 川 元 君	21番	床 鍋 義 博 君
22番	中 野 志 乃 夫 君		

欠席議員（1名）

1番 関 田 貢 君

議会事務局職員（4名）

事務局 長	鈴木 尚 君	事務局 次 長	並 木 俊 則 君
議事 係 長	尾 崎 潔 君	主 任	高 石 健 太 君

出席説明員（28名）

市 長	尾 崎 保 夫 君	副 市 長	小 島 昇 公 君
教 育 長	真 如 昌 美 君	企画 財 政 部 長	田 代 雄 己 君
総 務 部 長	阿 部 晴 彦 君	総 務 部 参 事	東 栄 一 君
市 民 部 長	村 上 敏 彰 君	子 育 て 支 援 部 長	吉 沢 寿 子 君
福 祉 部 長	田 口 茂 夫 君	環 境 部 長	松 本 幹 男 君
都 市 建 設 部 長	鈴 木 菜 穂 美 君	学 校 教 育 部 長	田 村 美 砂 君
学 校 教 育 部 参 事	佐 藤 洋 士 君	社 会 教 育 部 長	小 俣 学 君
企 画 課 長	荒 井 亮 二 君	公 共 施 設 等 マ ネ ジ メ ン ト 課 長	遠 藤 和 夫 君
行 政 管 理 課 長	木 村 西 君	職 員 課 長	矢 吹 勇 一 君

保険年金課長 岩野秀夫君  
子育て支援課長 鈴木礼子君  
環境課長 宮鍋和志君  
土木課長 寺島由紀夫君  
教育総務課長 石川博隆君

地域振興課長 大法努君  
生活福祉課長 川田貴之君  
都市計画課長 神山尚君  
建築課長 中橋健君  
中央図書館長 當摩弘君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 尾崎利一君

○議長（中間建二君） 昨日に引き続き、6番、尾崎利一議員の一般質問を行います。

○6番（尾崎利一君） おはようございます。

きのうに引き続いて、図書館の指定管理者問題、一般質問、再質問を行います。

まず7月3日の図書館協議会に対して、図書館としては直営による見直しは困難であると判断したと報告したわけですが、図書館長はいつどの資料に基づいて困難との判断を決定したのか。また、教育委員会はいつ同様な判断を決めたのか伺います。

指定管理者制度導入を図書館長が判断したのはいつなのかも伺います。端的に、日時と提出された資料の中のどの資料が根拠なのかお答えください。

もう一つ、直営による見直しは困難と判断した前提として、中央図書館の正規職員、何人体制のもとでは困難という判断なのか。つまり、欠員と病休のため減員となっている現状の12人体制では困難なのか、定員の15人体制では困難なのか。

5月7日決裁の教育委員懇談会への報告文書では、現行の職員体制で行うことは困難と書いてあり、12人体制では困難と読み取れます。この点、伺います。

また実現するために必要な人員と費用をどのように見積もったのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） まず最初の御1点目の質問にお答えします。

図書館におけます見直し作業のまとめにつきましては、平成31年3月をめどに行いたいと考えておりましたので、各係の検討結果の報告期限につきましては、当初は3月中旬を指定しておりました。（尾崎利一議員「端的に日にちを教えてください、決めた日にちを。時間がないんで。いいよ、おれが質問してるの。端的に」と呼ぶ）

○議長（中間建二君） 答弁を続けてください。（尾崎利一議員「端的に。日時」と呼ぶ）

○中央図書館長（當摩 弘君） しかし、現実的で具体的な案を出すことがなかなかできませんでしたので、期限を延ばし延ばししながら最終的に教育委員懇談会直前の5月7日まで延ばすことになりました。結局その時点でも出すことができませんでしたので、教育委員懇談会は、地区図書館への対応ができるような大きな行改革及び図書館サービスの見直しの具体案を見出すことができなかった。したがって、地区図書館の開館日、開館時間の見直しを現行の職員体制で行うことは困難であると判断せざるを得ない結果となりましたということをお報告させていただいております。

文書として残っているものにつきましては、この5月7日の教育委員懇談会の起案になると考えております。

また、教育委員会への報告につきましては、資料をもとに前述のとおり、5月8日の懇談会で報告をさせていただきます。

なお、見直しにかかります最終的な報告につきましては、これからになります。

それから、指定管理者制度導入を図書館長が判断したのはいつなのかという御質問についてですが、指定管理者制度の導入の決定につきましては、議会の議決案件でありますので、図書館長が判断できるものではないと認識しております。したがって、導入するしないの判断はしておりません。

それから、次の直営による見直しが可能かどうかにつきましてははということですが、直営による見直しが可能かどうかにつきましては、どのように現在の業務内容が将来にわたり支障なく事務を遂行できるかを見定めながら、現実的で具体的な改善案を出すことができるかどうかにかかっていると考えております。

また、必要な職員体制につきましては、その業務内容の見直しとセットで決まってくるものと考えております。現在の職員定数は15人ですが、この中には担当主査を含む定数となっておりますので、直営で行う場合には14人以内で検討してきております。

なお、病休者につきましては、これはやむを得ないものと考えております。

欠員につきましては、現在の欠員が補充され、かつ地区図書館へ回せる2人の増員か、または2人分に相当する業務内容の見直しができれば可能になるのでは……できなければ見直しは困難であると考えております。

現状では図書館は職員数や業務も非常に多いので、人員不足による見た目の影響は感じにくいのかもかもしれませんが、本来早期に対応しなければならないような懸案事項等には、そういったものが後回しになりつつありますので、中央図書館としましても定数に見合う人員の確保は必要であると考えております。

見直しに必要な人員につきましては、現状では各地区館に正規職員3人と嘱託員1人が必要になると考えており、単純に考えますと正規職員2人の増が必要になると考えております。

また、経費につきましては、平成30年度の実績としまして、督促の電話をしている職員の超過勤務代を参考に月平均で算出しております。その中で、一番金額の高い月の平均額に、夜間開館に必要となる時間数の2時間と日数を掛け合わせて算出しております。

それから、臨時職員の賃金につきましては、週2日、2.5時間の勤務時間といたしまして、時給990円で1人、こちらに夜間開館の実施日数を掛けて算出しております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 5月の教育懇談会資料にある現行の職員体制で行うことは困難と言っている、この現行の職員体制というのは正職員何人のことなのか伺っています。

それから、この間の中央図書館の定数はずっと15人、予算特別委員会で資料要求した結果、15人になっています。今14人というふうに言いましたけれども、いつ1人減らしたのか。伺います。

○中央図書館長(當摩 弘君) まず1点目の定数につきましては、こちらは14人ということで検討しております。

それから、現在の定数15人ですが、これは先ほど申しましたが、担当主査を1名加えた人数になりますので、直営で行うという場合には、担当主査は除かれますので、14人が妥当な数字だということで、14人で検討してきております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 担当主査がいつ置かれたのか知りませんが、ずっと中央図書館の正規職員は15人配置されてる。

それから、出された資料では、正規職員16人で計算されていますよね。だから、あなたの答弁、全然整合性がない、出された資料と整合性がないということを指摘しておきます。

それから、きのうもいろいろ答弁ありました。今も長々と答弁ありましたけれども、提出された資料などからわかる事実だけを述べます。

図書館協議会の2週間前に行われた正副会長との打ち合わせで、この指定管理者制度、開館時間の件で報告があれば、当日でなく事前に資料を出してほしいと言われ、館長は検討が進んでいないのでこの件での報告事項はないとその場では言ったのに、実際には5月の教育委員懇談会に、直営での見直しは困難と判断したと資料も添えて報告していました。そして当日、抜き打ちで1分余りの口頭報告を突然行いました。5月の教育懇談会に提出した資料は出せたはずなのに、それも出されませんでした。直営で見直すべきという意見がその場では出されました。図書館協議会の報告は、直営での見直しは困難ということで、即指定管理者制度導入とイコールではないと。その後、市民に説明していますが、実は協議会の翌7月4日には、教育委員懇談会で指定管理者制度導入の工程表まで提出していました。しかも、6月議会でも検討中と答弁しましたが、教育委員会の機関の一つである図書館長は、既に直営での見直しは困難と判断していたのに、これを答弁しませんでした。これを不誠実な態度と言わずに何と説明したらいいのか。

指定管理者制度導入の工程表について、館長は昨日、指定管理者制度を導入するとしたら、こういう工程になりますよという提案だというふうに答弁されましたが、誰が聞いても、そんなことはないでしょうと。どっかの国の国会であれば、まかり通るかもしれませんが、教育委員会の主要な教育機関の長である図書館長の答弁とはとても思えないというふうに思います。

それで、直営で困難という結論を出すなら、こんなに費用がかかってしまうから困難だと示すべきだと思いますが、これも数字を示せないのに困難だという、指定管理者制度導入先にありきです。窓口民間委託したほうが2,200万円以上割高なのに、市民サービスが向上すると言って踏み出す。図書館の開館日、開館時間見直しは、幾らかかるか算出もせず困難だと言う。全く説明になりません。

それから、館長のこうしたやり方は、部内での検討との関係でも問題だというふうに思います。少なくとも出された資料では、5月21日時点では引き続き直営での対応が検討されているのに、5月7日時点でもう困難だという結論を教育懇談会に出している。館での検討を踏み越えて、館としての結論が出ていないのに懇談会に報告をする。全く館長が1人、館での議論を踏み越えて、先走っているっていう状況がうかがえます。大変ひどい乱暴なやり方だ、言わざるを得ません。

それで、先ほどいろいろ職員定数についてのやりとりもしましたがけれども、定数、私は15名で、地区館に2人を出して13名、それでも現行より正規職員は1人多い。さらに嘱託が地区館から2人引き揚げてくる。それでもできないという判断をした資料、見当たりません。館長が言うように14名で計算したとしても、それでもできないと判断した資料が、具体的に出された資料で見当たりません。どこにこの資料あるんですか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 今回の検討につきましては、まずその直営できるかできないかの検討ということになりまして、できないということを証明する資料というのがなかなか、提出するものがなかなか整わないということがあります。それはなぜか……

○6番（尾崎利一君） できないということを証明する資料はないという答弁です。

そもそも図書館協議会の答申は、直営を維持したもとの可能などから改善を図るというのですが、今度の検討は、先ほど私が挙げた4点。先ほど——きのうね、ただ館長から訂正がありまして3点ということですが、これをマストとして直営のもとではこれができないから指定管理という論立てです。現状の直営では困難な課題を設定して、指定管理者制度しかないという結論に誘導している。協議会の答申に基づく検討では

初めからないということです。

図書館協議会の答申は、開館日、開館時間の少々の改善よりも、指定管理者制度導入の害悪のほうがずっと大きいから、直営のもとで可能なところから改善を図るべき、このように言っているんです。教育長の答弁には、国民の知る権利の保障を企業利益に従属させるという図書館への指定管理者制度導入の危険性の本質にかかわる認識が全くないと言わざるを得ません。この点をどのように考えているのか伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） まず、結論ありきではないかという点についてお答えをいたします。

開館日及び開館時間の……（尾崎利一議員「それは聞いてません。聞いてません。聞いてることに答弁してください、時間がないので」と呼ぶ）

○議長（中間建二君） 尾崎議員、発言は議長の指名を受けて発言してください。今、答弁中です。

○社会教育部長（小俣 学君） 教育長答弁の件になろうかと思えますけれども、図書館の指定管理者制度、導入するかにつきましては、各自治体の判断に委ねられておりまして、全国的にも徐々に増加している状況ではございます。近隣市の状況につきましては、徐々に指定管理者制度の導入が進んでおりまして、運営についても良好である旨、評価があり、継続した運営が行われております。指定管理者制度の導入につきましては、不安視する御意見も伺っておりますので慎重に検討してまいりたいと、そのように答弁をさせていただきます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 6月11日付の茨城新聞で、守谷中央図書館、指定管理者制度を見直して直営に戻した記事があります。専門的なサービスが低下したとの声に加え、長い視点でスタッフを育てたいという考えが背景にある。年間の開館日数は50日ほど多くなり、1日の開館時間も1時間半延びた。年間入館者数は直営時代と比べ8万人以上増加、17年度には30万人を突破した。ところが、調査研究に必要な資料を探すレファレンスサービスの低下を指摘されるようになったほか、学校図書室への支援が不足し始めたという。数値や見た目にあられるサービスを重視する半面、生涯学習の拠点としての取り組みが弱いと指摘し、図書館協議会は直営に戻すよう答申したという記事があります。

これは2017年の3月議会で、館長が答弁している内容ですけれども、地方団体で導入しない理由、図書館、博物館に該当する部分。教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等、地方公共団体の職員として配置することが適切であるという理由だ。

それから、文科省が指定管理者制度の導入で、機能が十分に果たせなくなるという見解を示していることについて、これも館長の答弁です。図書館、博物館、公民館につきましては、それぞれの法律のもと、司書、学芸員の専門職員が地域や住民の多様なニーズに応じた教育活動をしているところ、これらの役割を担う適当な指定管理者を得ることができない、こういう理由だと。

収入を生まない図書館の指定管理では、賃金をどこまで下げられるか、これが勝負になるわけです。東大和市が参考にしてしている図書館流通センターの非正規雇用率は98.5%です。こういうところに委ねるのかということです。

さらに、私は指定管理から直営に戻った他市の図書館の事例を挙げました。今、東大和市では、子供の貧困、どう解決するのかっていうことでいろいろ取り組みを、計画を練っているところだということですが、この市では子ども読書推進計画に基づいて、家で本を読む習慣を身につけてもらおう。でも、貧困家庭やネグレクトなど問題を抱えた家庭ではとてもそんな状況ではない。そこで、市内全保育園で読み聞かせをやらう。そのためのボランティア育成などに取り組んでいこうということで進めている。これは推進計画作成の段階か

らかかわれる直営図書館の大きな強みだ。中央館だ、地区館だということではなく、図書館挙げてこういう取り組みをやらなければならない取り組みだ、こういう事例も紹介しました。

図書館への指定管理者制度導入という問題は、図書館の本来のあり方をどうするのか、こういう議論のもとに検討されるべき問題であって、今出された資料には、この人員でやれるのかやれないのかという検討しかない。図書館そのものをどうしていくのか、こういうことが欠けているというふうに思います。指定管理者制度の導入を行わないよう求めて、この項を終わります。

次に、2番の女性と子供の貧困対策について。

最初に伺います。資料要求したところ市の嘱託員と臨時職員に占める女性の割合を把握していないとのことですが、大ざっぱに言って5割なのか8割なのか、感覚的に結構ですので伺います。

○職員課長（矢吹勇一君） データがないために正確なことがわからないのですが、例えば5割か8割か、いずれかとで言えば、感覚的には8割に近いのではないかと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

貧困の問題ですけれども、私たちが生きてる資本主義社会のもとでは、企業利益が最優先され、一方にさらなる富が集積され、他方にさらなる貧困が拡大するということになります。この論理を貫徹すれば、人間が生きることさえ否定される。人類として存続することさえ犠牲にされることになります。福島原発事故や地球温暖化に現実にはこれは示されています。人類はこの害悪を放置するのではなくて、これを規制するルールをつくり、人間らしく生きる方向へ、人類が生き残れる方向への歩みを進めようとしています。8時間労働を初めとした働くルールの確立や、社会保障制度の確立、CO<sub>2</sub>削減のための国際合意の追求、核兵器禁止条約の締結などなどです。貧困の問題は自己責任ではありません。まさに政治の中心問題です。

前回、子供の貧困を取り上げましたが、貧困の連鎖は断ち切られるどころか拡大再生産されているような状況です。最低賃金の大幅引き上げや、雇用は正社員が当たり前の社会へ戻していくこと。教育の無償化など、総合的な政策の推進が求められ、政治の責任が問われています。そうしたもとの、市民の皆さんの間からも何とかしなければならぬという行動が広がっており、これを支援することも政治の重要な役割です。

前議会では、月2万円のこども食堂への東京都補助について、手続等も煩雑で市内のこども食堂が補助を受けていないことがわかりました。市は書き方なども含めて、一緒にやって補助金を得ていただくような形にさせていただこうと考えていると答弁されました。その後の状況について伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 平成30年度は、東京都の子供食堂推進事業補助金を使いまして、社会福祉協議会を通じた補助事業を実施いたしましたが、補助金の算出などが煩雑であったことや、食材やお米、現金の寄附などによりほぼ賄えたため、東京都の補助の活用をしなかったと伺っております。今年度はどちらのこども食堂も、食中毒に対応した保険に加入し、新たな費用が発生していると伺っておりますので、社会福祉協議会とも調整を図りながら、補助金を有効的に活用していただくよう説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ぜひ、よろしく願います。前議会でも紹介しましたがけれども、こうした方々の努力というのは大変貴重ですので、できるだけ支援をお願いしたいと思います。

また市内の「賢治の家」という無料塾について、教育委員会として評価できるものについては、学校へ依頼して児童・生徒が情報を得られるようにできるのではないかと伺います。その後、

関係者からも、そのような方向で進んでいると喜ばれています。どのような対応になっているのか伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） ボランティアによる無料塾「賢治の家」につきましては、教育委員会と小学校の御協力をいただきまして、小学校を通じ夏休み前に市内の全ての小学6年生にチラシを配布いたしました。その結果、現在5人の小学生が通塾していると伺っております。

また中学生につきましては、現在13人の生徒を個別対応方式で指導しており、こちらは定員の余裕が少ないとのことでしたので、中学校を通じてのチラシの配布は行わず、市の窓口でのチラシの設置を行っております。以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 引き続き、こうした支援、よろしくお願ひしたいと思います。

前議会では、貧困問題も含めて、総合的な子供政策、策定していきたいというふうな答弁もいただいておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、女性の貧困についてです。

厚生労働省が全国ひとり親世帯等調査を行っていると思いますが、母子世帯の平均年間収入は幾らでしょうか。また、そのうち母自身の平均年間就労収入は幾らでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 3年に1度の調査になりますが、平成28年度の調査によりますと、母子世帯の平均年間収入は243万円。そのうち、母自身の就労収入は200万円となっております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 同じ調査で、父子世帯の平均年間収入は420万円となっておりますから、母子世帯がいかにかに厳しい状態に置かれているのかがわかると思います。

ひとり親家庭への経済的支援について伺います。主なものは、児童扶養手当になると思います。全部支給の要件を教えてください。また、全部支給の場合、子供が1人の場合、2人の場合、3人の場合の支給月額を教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 児童扶養手当の全部支給の所得制限限度額、こちらは税法上の扶養人数がゼロ人で49万円、税法上の扶養が1人で87万円未満となっております。手当額につきましては、子供が1人いる御家庭で4万2,910円、2人で5万3,050円、3人で5万9,130円となっております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 今、御答弁いただいた子供3人の場合でも6万円に満たないわけで、十分とはとても言えない額です。先ほどの母子世帯の平均年間収入243万円の中に、児童扶養手当や仕送りなども全て含まれているということですから、大変な状況だと思います。

女性の非正規雇用割合が高いこと、女性の平均給与が低いことが女性の貧困の原因だと答弁がありました。男性と女性の非正規雇用割合、男性と女性の平均給与額について伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 内閣府男女共同参画白書、令和元年版によりますと、平成30年の男性の非正規雇用の割合は22.2%、女性は56.1%、平成30年賃金構造基本統計調査によりますと、短時間労働者を除く一般労働者の月額賃金は男性が33万7,600円、女性が24万7,500円となっております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 大体女性の平均給与は、6割程度ということだと思います。なぜこのような賃金格差が生まれるのか伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 平成30年賃金構造基本統計調査の概況によりますと、男性は年齢階級が高く

なるとともに賃金も上昇し、50歳から54歳でピークとなっております。女性も同じ年齢でピークを迎えますが、グラフの賃金カーブは男性より穏やかでありまして、女性の賃金が年齢を重ねても昇給していないことをあらわしております。これは男性の昇給幅が大きい総合職を、女性が転勤等のない昇給幅の小さい一般職を選択していること、管理職に昇格する女性の割合が少ないことなどが理由として挙げられるのではないかと考えております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 根底に家計を維持するのは男性の役割、女性は家計維持の責任を負う必要はないというジェンダー感、性別役割規範があるというふうに研究者は指摘をしています。そして、ここから外れてしまうと、例えば男性が首を切られたり、非正規労働者になってしまう。もしくは、離婚してひとり親世帯になってしまったり、こうするとたちまち貧困に落ち込んでいくという構造そのものを正さなくては、貧困対策にならないということです。

2018年10月にOECDが、OECDにおける子どもの貧困というワーキングペーパーを発行しました。どういったものでしょうか。わかれば伺います。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) OECDのワーキングペーパーにつきましては、OECD加盟国におけます子どもの貧困に関する分析結果に基づいた、子どもの貧困対策に向けた取り組みと政策についての報告書であると認識しております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) この報告書は、何か英語やフランス語で書かれてるということで、部長には英語やフランス語も読み解いていただいて、御答弁いただいてありがとうございます。

ここでは、貧困率を改善するために、就業率を向上させる方策と子育てによる社会的不利を除去する政策とどちらが有効なのか国ごとに試算しています。このワーキングペーパーでは、貧困家庭の親の就業状況の改善は、貧困の大幅な削減に効果的であると結んでいます。この結論が成り立たない国が1つだけあって、それが日本です。日本ではひとり親世帯の親全員が就業するというシナリオでは、貧困率が逆に悪化するという結論となりました。日本における貧困問題の根底に労働の貧困がある。ワーキングプアという大問題が横たわっているということを示しています。

他方、子育てによる社会的不利、チャイルドペナルティーとか母親ペナルティーとか言われるようですが、これを除去する政策をとった場合、日本のひとり親世帯の貧困率は半分以下に下がると推計されています。この点、市の見解を伺います。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) このワーキングペーパーに関します研究者の解説によりますと、子供を育てることによって背負う賃金格差などの社会的不利、いわゆるチャイルドペナルティー、子育てペナルティーというものをなくしていけるように、現在、国では働き方改革等の労働賃金構造の改善とか、貧困の計画や大綱の見直し、それから教育の無償化などの政策が進められておりますことから、市の施策におきましても、国の方向性に沿いながら進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 先進諸国では、日本だけに特異な現象に、女性の就業率のM字カーブと言われるものがあります。結婚や出産を契機に女性が退職し、子育て終了後に非正規労働者となって就業するというものです。そして、日本では正規職員がやるべき仕事を、非正規職員に代替してはならないという原則も実際には確立し

ておらず、しかも同一労働同一賃金になっていない。非正規職員というだけで、大変不利な条件下で働かざるを得なくなっています。

とりわけ家計を維持するのは男性の役割、女性は家計維持の責任を負う必要はないというジェンダー感、性別役割規範に基づく女性労働者に対する差別的待遇や差別構造を是正することは、女性の貧困を解決する上で焦眉の課題となっていると考えますが、いかがでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 国が策定いたしました第4次男女共同参画基本計画において、雇用等における男女共同参画の推進に当たっては、性別を理由とする差別的取り扱いや、セクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益扱い等の根絶、男女間の賃金格差の解消など、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠であるとの考えが示されております。市におきましても、同様の認識のもと各施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私は、一般的な認識では極めて不十分だと思ってるんです。

OECDのこのワーキングペーパーに示されてるように、日本だけが就業を促進しても貧困率は改善しない。日本のように、この母親ペナルティー、チャイルドペナルティー解消策で、貧困率が半分以下に減少するという国はほかにない。

だから、いかにこの根底にある先ほど述べたジェンダー感、性別役割規範が、日本の場合、社会の中いかに深く根づいていて、これを克服しなければ女性の貧困の解決あり得ないという肝を握る問題だというふうに思います。ですから、一般的な協調にとどまらず、本格的な、この問題、取り組みが必要だというふうに思います。

東大和市における非正規労働者の大半は女性だと思われます。資料によれば嘱託員の平均年収は177万8,000円。臨時職員の平均年収は97万円です。OECD諸国の中でも、ひとり親世帯の貧困率が半分を超えているのは日本だけという恥ずべき状況ですが、母子世帯の母親の平均年間就労収入が200万円ですから、市の非正規職員の年収が極めて低いものであることは明らかです。女性は家計を補助する程度の収入があればいいというジェンダー感が、女性の貧困の根底にあることを考えれば、大幅な改善が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 市の臨時職員・嘱託員の報酬額は、その単価の差、あるいは勤務時間の勤務の内容に伴う勤務時間の差によって異なっております。令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されますので、それに伴いまして新たに期末手当を支給するなど、勤務条件の向上が図られていくと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 大幅な改善が必要だっという点については、まあどうだったかな。否定はされなかったという答弁ですかね。改善はしていくという御答弁だったと思います。

最初の市長の御答弁で、市の非正規職員のこのような現状がワーキングプアに当たらないという御答弁でしたが、市の正規職員が470名ほど、嘱託員が184人、臨時職員が426人、市内でも大きな職場の一つです。市における働く環境の改善が、地域経済の振興にも大きな影響を与えるものであることも指摘をして、この項を終わります。

次に、4番目の国・都・市有地のほうに、3番は後で戻ります。

国・都・市有地の活用のほうですけれども、桜が丘2丁目の参議院宿舍跡地については、市の側から国に対

して公共的活用を要望し、国から介護施設整備について検討してはどうかということで、もう一度戻された土地です。日本共産党は、特養ホーム整備などにフル活用するよう求めます。

結論に至っていないとのことですが、来年3月までには結論を出さなくてはならないのではないかと思います。いかがでしょうか。検討の到達点についても伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 参議院宿舍跡地につきましては、介護施設整備に係る国有地活用について説明を受けております国有地であります。説明の中で、定期借地権による貸付料が、貸付時期から10年間に限り減額される制度があり、その定期借地権による契約の締結期限が平成33年——令和3年の3月31日とされているものであります。この制度を活用するためには、期限に到達する前に結論を出さなければならないと認識はしております。ですので、整備する施設の規模や諸条件を鑑み、結論を出してまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 介護保険事業計画策定との関係では、期限どうなるのでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 第8期の介護保険事業計画につきましては、来年度末までにつくらなければならないということになりますので、現在その準備をもう始めてございます。そういった意味では、第8期については令和3年度からの計画になりますので、そういった形で準備を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） そうすると介護保険事業計画との関係でいえば、再来年3月31日までに結論を出すということになると思います。よろしくお願いします。

それから、桜が丘3丁目の警視庁用地2万2,000平米については、来年度中の取得ということで目の前に迫っていますが、検討の到達点について伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） お尋ねの国有地ではありますが、現在は北多摩西部消防署改築に伴う仮庁舎用地として借用している土地でございます。面積2,000平方メートルを含みます約2万2,000平方メートルの取得が求められております。この取得に際しましては、まず利用計画の策定が求められているところではありますが、この国有地の取得につきましては、国有地取得に係る各種の優遇の制度が適用されません。時価取得が求められる用地でありますことから、困難さを感じているところでもあります。そこで、現時点で到達点として答弁できる状況にはございません。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） わかりました。

そうは言っても、この議会の場で、市内に残されたまとまった土地としては重要な土地だっという答弁を、これ副市長ですかね、いただいでいて、できるだけ安く入手をして活用したいという答弁もありました。

一方で、その優遇措置が適用されていないということも、この議会でも答弁をされているところですが、市民のための活用の道が開かれるような検討を、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、資料をいただきましたが、大体既に議員に情報提供されているものでした。向原団地の北側創出地約1万8,000平米に都立特別支援学校建設するに当たって、東大和の仮要望事項に対する回答、それから確認書ですね。

市からの最重点の要望であった学校施設用地のもとに、1万立米規模の雨水貯留施設を整備するということ

については、都は空間は利用していいけれど、お金は東大和市が調達してください。ただし負担軽減策については、引き続き話し合いたいということだと思います。

1万立米っていう貯水量はどういった量になるのか、またこの問題での交渉の現況について伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 私のほうからは、1万立米という貯水量はどういった量になるかという部分のところを答弁させていただきます。

平成30年第4回市議会定例会での一般質問においても答弁させていただきましたが、平成28年の台風9号、この台風9号は、総雨量が200ミリ、時間最大雨量76ミリでございましたが、この台風9号における浸水量を算出しましたところ、東大和市駅前付近の市道第1号線や、南街4丁目交差点、南街交番付近を合わせた範囲の量がおよそ1万立米でございまして、近年ではかなり被害の大きかった平成28年の台風9号程度の降雨と同程度までであれば、これらの範囲である南街・向原地域の道路冠水は、ほぼ解消されるものと推定してございます。

以上でございます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 続きまして、私からは交渉の現況について御答弁をさせていただきます。確認書においては、内水被害対策のために行った施設等の整備にかかる費用の負担につきましては、その軽減を図るための方策について調整を図るものとしております。このことから、今後、学校建設にかかる進捗に合わせまして、必要な調整を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 他の議員への答弁でも数億円にはなるということで、財政負担、財源どうするかというのは大きな課題だと思いますが、東京都と交渉するに当たって、どういう論立てをするのかということもあるんじゃないかというふうに思います。

近年、短時間集中豪雨が頻発し、東京都としても雨水対策目標を引き上げました。時間50ミリについては下水道整備で対応し、これに10ミリ、目標を上乗せした分は、調整池や雨水貯留施設などで対応するというものです。東京都は、都道の上に降る雨の50ミリ対応は道路雨水管できちんとやっているというふうに言っているのですが、柳瀬川下流の整備がおこなわれているために、実際には50ミリ対応は実現しないということは指摘しなくてはならないと思います。同時に、都道の上に降る雨の上乗せ分の10ミリ対応については、東京都は何もやっていないのではないかと思います。この点、確認します。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東京都では、大和通りについて、道路に降った雨のみを処理するための、道路排水管や雨水浸透施設を時間降雨量50ミリの対応で整備していると聞いてございますが、その排水管は下流で市の道路排水管に接続しており、空堀川へ流せる量を制限されている中では、50ミリの雨水の処理はできていないというふうに考えます。また、流域対策としての時間降雨量、10ミリ分についての対策を実施しているとの話は聞いてはございませんが、歩車道の境の下にU字溝のような役目をするボックス側溝というものがございまして、そのボックス側溝の施工や車道の舗装を排水性のものにするなどの対策をとっていただいているということでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 平成30年度東京都道路現況調書によると、東大和市内の都道の総面積は28万3,032平米となっています。この上の10ミリ対応に必要な貯留施設の容量は2,830立米となります。さらに市内の所有地を見ると、都市整備局所管で45万8,798.73平米、建設局所管で52万6,678.87平米、警察・消防で8,114.91平米、

ほかに高校用地など30筆あります。面積のわかるものだけで、都有地面積は99万3,592.51平米、100ヘクタール近いということですね。

雨水の自区内処理がその全てで対応されていると仮定しても、その後、時間50ミリ対応から60ミリへと備えるべき雨量の基準が10ミリ分ふえているわけですから、当然ながら新たな対応が都有地についても求められると思います。東京都にもしかるべき負担を求めて、早期に雨水貯留施設を整備するよう頑張ってくださいと思います。

以上で、この4番のところは終わります。

次に、人口減少下での市政運営についてです。

それで、ちょっと時間が不足してきましたので、これは③のところで、ちょっと再質問させていただきます。公民館などの有料化や国保税の引き上げなど、市民負担増は中止すべきです。ここでは国保税の値上げについて伺います。

前議会で市民部長は、給付の財源は保険税と公費で50対50と法令で定められているので、一般会計からの赤字繰り出しはゼロにするんだと言いました。私はそんな法律は変えればいいというふうに返したわけですが、悪い法律は変えればいいというのは普遍的真実だと思いますが、市民部長が法令で定められていると言ったのは、給付財源について法で規定しているというだけであって、そうでなければ違法状態だということではないと思いますが、この点確認します。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険法で規定されております保険税と公費の負担割合につきましては、質問者がおっしゃるとおり、給付財源に関する規定となっております、このことが遵守されないことによって、法令上直ちに適用される罰則はございません。しかしながら、国は国民健康保険の制度改革によりまして、受益と負担の均衡を図ることを最重要課題としておりまして、本来保険税に充てるべき財源に対する赤字補填の繰り入れの解消を強く求めております。そのため一般会計からの赤字補填の繰り入れを行っている区市町村は、赤字補填の繰り入れ解消に係る具体的な目標を、財政健全化計画で示すこととなっております、令和2年度からはこの計画の達成状況によりまして、保険者努力支援交付金の交付額を増減させる予定となっております。市といたしましては、現状の公費負担割合について、東京都や国のほうへ公費の拡大を、市長会を通じて要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） いろいろ御答弁いただきましたが、法令的には直ちに違法状態ということではないんだということは確認しました。

今御答弁いただいたように、赤字繰り出しをなくす方向性を示していますが、一方で地方自治を否定することはできません。一般会計からお金を入れて保険税の軽減を図るかどうかは、自治体の判断に属する問題だというふうに回答しています。この点を確認します。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 現行制度におけます国民健康保険の運用につきましては、保険税と公費の負担の割合を法定どおりとすることによりまして、受益と負担の均衡を図ることが制度の安定的な運用に必要であると考えてございます。保険税率等の決定につきましては、市の判断によるものとはなりますが、市といたしましては国民健康保険財政の健全化に向けて、財政健全化計画に基づきまして、保健事業等による医療費の適正化、保険者努力支援等の交付金の活用等で、市として保険税の抑制となるような取り組みを継続してまいりたいと考えてございます。

なお、令和2年度からは、計画の達成状況によりまして、保険者努力支援制度の交付金の交付額が増減する仕組みが導入されますので、計画を遂行していくことが、結果的には保険税の抑制につながるものと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 時間がないので、同じ答弁はなるべく繰り返さないでいただきたいんですが、今の答弁で自治体の判断によるものだっていうことは確認していただきました。

それで、今部長と課長から同じ答弁があった、いろいろ交付金の増減があるということです。言うことを聞かないと、金、減らされるよっていうことですよ、結局ね。

この問題で、市の対応が、本当に私、問われてると思います。例えば子ども医療費助成制度、行っていない自治体は一つもないわけですけども、国はこれに対して依然としてペナルティーを課しています。しかし、自治体こぞってそれはおかしいよと。子ども医療費は国の制度として助成制度をつくるべきなんだという主張をして、ペナルティーを受けても子ども医療費助成制度は続けているんです。国保の問題でいうと、10万円値上げをしました。そのおかげで交付金が1,000円ふえました。だから10万円じゃなくて9万9,000円の値上げで済みます。こんなことを言われたって、加入者の暮らしは救われないわけです。ぜひ、地方自治の観点で、加入者の利益を守るという立場で判断していただきたいと思います。

もう一点、確認します。高過ぎる保険税を払い切れずに滞納すると短期保険証が発行されますが、窓口に行かないと渡してもらえない。市からいただいている資料では、200人程度が最終的に渡してもらえず、事実上の不交付になっています。これは高過ぎる保険税が、事実上、医療を受ける権利を奪っているということです。当然ながら厚生労働省通知でも、窓口でのとめ置きが長期に及ぶことは望ましくないと言っています。

8月5日に政府交渉に行ってきました。東大和市では厚生労働省通知に反した運用が行われているということで、指導を要請してきたわけですけども、その後の状況と改善に向けての市の考えを伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 議員の御質問につきましては、令和元年8月6日に厚生労働省職員によるヒアリングがありました。現在の当市での短期証交付の対応につきまして聞き取りがございましたので、納付催告とあわせました短期証交付の予告通知の送付、一斉更新の際の短期証発行通知の送付等、市の対応につきまして説明いたしました。

その結果、厚生労働省からは、接触機会が少ないことについて御指摘をいただきましたので、今後、短期証交付に当たりましては、納税課との連携を深めて、電話による納税案内などの際に、短期証の交付案内を優先的に行うことで、国民健康保険税の納付につなげられるようにするなど、接触の機会をふやしてまいりたいと考えてございます。

また、短期証交付の際には、改めて口座振替を強く進めまして、先々の納付を予防できるよう配慮してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私が言った厚生労働省通知では、窓口でのとめ置きが長期に及ぶことは望ましくないと言っていると思いますが、この点についてまず確認します。そう書いてあるかどうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 厚生労働省発出のその通知についてなんですけれども、被保険者、資格証明書世帯に属する高校生世代以下の子供に対する短期証、被保険者証の交付に関する留意点、それから短期証の交付に係る一般的な留意点をまとめたものとして認識してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私が言ったことが書いてあるかどうかを確認したんです。書いてありますか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 望ましくないという表現は、ここでありましたということで、認識してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 望ましくないことをなぜ続けるんですか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 短期証の交付の趣旨というのが、あくまでも滞納世帯との接触の機会を設けるというところがございますので、その点を重視いたしまして、対応については続けているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 接触を図る、たくさん図るために短期保険証を交付する。だけれども、その期間が長期に及ぶことは望ましくないというふうに国は言ってるわけです。なぜ望ましくないのか。どうなんですか。なぜ望ましくないんですか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 保険証が手元に行かれないと、一時的につきましても保険料、医療費にかかる負担が10割になるというところがございます。それは必ずしも被保険者にとって負担が増すものになりますので、それが望ましくないものというふうに考えてございます。

また、済みません、1点、訂正なんですけれども、先ほど私の発言で、先々の納付と発言してしまいました。申しわけございません。先々の滞納にならないようにという趣旨の発言でございます。おわびとともに訂正させていただきます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今の答弁は、短期証窓口に、最後まで本人の手元に届かずに、窓口にとめ置かれるものが東大和市では200件なんですよね。今の答弁で、これが長期にわたってとめ置きが及ぶことが望ましくない理由として、保険証がないと医療費が窓口負担10割になってしまうということを言われました。このことで、医療を受ける権利が事実上奪われることになる。だから望ましくないって言ってるわけですよね、国は。どうですか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 通知の中では、そこまでの言及等ございませんが、短期証交付につきましては、納税される方との接触の機会を設けるというふうな趣旨でやってございますので、今後ともそのような趣旨を遵守して続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今のやりとりで、短期証、最後まで渡さない方が200人もいるという事態が、このままではそのまま放置されてしまう。そのことは、市の行政が市民の医療を受ける権利を奪うことになるというふうに思います。これはあってはならないことで、直ちに改善するよう求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（中間建二君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時39分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 木 下 富 雄 君

○議長（中間建二君） 次に、10番、木下富雄議員を指名いたします。

〔10番 木下富雄君 登壇〕

○10番（木下富雄君） 議席番号10番、自由民主党、木下富雄でございます。令和元年第3回定例会に当たり、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は3点について質問いたします。

1といたしまして、再犯防止計画の策定についてお尋ねいたします。

現在、日本では、平成16年以降、刑法犯の検挙数が減少している一方、検挙者に占める再犯者の割合、再犯者率が一貫して増加しております。犯罪を減らすためには、再犯を防止することが重要な取り組みとして認識されるようになりました。

そこで、平成28年12月に設立、施行されました再犯の防止等の推進に関する法律において、再犯の防止等に関する施策の実施する責務を、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して国の再犯防止計画を勧案し、地方再犯防止計画を策定する努力義務、第8条第1項が課せられました。

そこで①として、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項における東大和市の考え方をお尋ねいたします。

大きな2番といたしまして、自治会についてお尋ねいたします。

①として、東大和における自治会の現状について。

②として、自治会と行政の関係について。

③として、自治会への補助金について。

④として、自治会への今後の取り組みについてお伺いいたします。

3番といたしまして、今定例会でもほかの議員も取り上げておりましたが、学校のトイレ環境についてお伺いいたします。

①といたしまして、校舎及び体育館などのトイレの現状と課題、今後の取り組みについてお尋ねいたします。ここでの質問は以上とさせていただきます……。

恐れ入ります。

大きな1番といたしまして、再犯防止推進計画の策定についてお尋ねいたします。

また離れてしまいますが、3番の①番としまして、校舎及び体育館などのトイレの現状と課題及び今後の取り組みについてお尋ねいたします。

ここでの質問は以上とさせていただきます、ご答弁に対しまして再質問は自席でさせていただきます。

〔10番 木下富雄君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、再犯防止推進計画の策定についてであります。刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合が高い現状から、再犯防止対策の必要性や重要性が認識され、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が制定されております。都道府県及び市町村におきましては、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされ、東京都

は令和元年7月に東京都再犯防止推進計画を策定しております。市としましては、東京都再犯防止推進計画の内容を踏まえ、他市の動向等も注視しながら、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、自治会の現状についてであります。よりよい地域の環境を築くため、子供から高齢者まで、さまざまな世帯が連携し、住民同士のきずなを基盤とした共助の体制が整った自治会も多くあります。一方で、さまざまな要因により地域のつながりの希薄化が進み、安定した自治会活動の継続に不安を抱えている自治会もふえてきていると認識しております。

次に、自治会と行政との関係についてであります。自治会は地域をより住みやすくするために、地域のことを一番身近に感じとっている団体であると認識しております。こうしたことから、地域におけますさまざまな課題の解決に、ともに取り組んでいただいている重要な協働のパートナーであると考えております。

次に、自治会への補助金についてであります。市では自治会の自主的、民主的活動を推進し、地域の健全な発展に資することを目的に、活動に対する補助として、世帯数に応じて1世帯当たり160円を乗じた補助を行っており、また集会施設を保有している自治会に対しましては、集会施設の維持管理に要する費用の一部を補助しております。

次に、自治会への今後の取り組みについてであります。これまでも自治会が担う役割の重要性を市民の皆様にご理解いただけるよう、活動の周知に努めているところでありますが、引き続き活動の支えとなるよう、市からの補助金に加え、外部の補助金も活用するなど、自治会活動の側面的支援に取り組んでまいりたいと思います。

次に、学校トイレ環境についてであります。快適な環境のもとで施設が利用できることは大変重要であると考えております。現在、小学校において主に1年生が使用するトイレの洋式化に取り組んでおります。また、小中学校15校のトイレの尿石除去清掃を実施しております。引き続き、施設の環境改善に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 学校のトイレ環境についてであります。トイレの整備につきましては、現在、小学校において、主に1年生が使用するトイレの洋式化に取り組んでおります。洋式化とあわせて、床は消臭機能のあるビニール床シートを張り、排水目皿にふたをして乾式化を行ってまいりました。臭気対策につきましては、においが余り感じられないトイレも含め、予防的に小中学校15校のトイレの尿石除去清掃を実施しております。しかしながら、トイレの内装を含めた全体的な整備や、古い配管の交換など、課題は多くありますことから、今後、策定予定の学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番(木下富雄君) 御答弁大変ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず初めに、東京都再犯防止推進計画の内容を踏まえ、他市の動向を注視しながら今後の対応について検討していくと御答弁をいただきましたが、まず現状の取り組みについてお伺いいたします。

○生活福祉課長(川田貴之君) 罪を犯した人に限定してはおりませんが、本市では生活困窮者の総合相談窓口である自立相談支援機関、東大和市くらし・しごと応援センター そえるにおいて、生活困窮者の就労支援や住居に関する相談支援などを行っております。

平成30年度には、地域の関係機関との連絡調整や、地域の社会資源のネットワーク構築などを目的とする生活困窮者自立支援調整会議の関係機関に、北多摩西地区保護司会東大和分区を加え、保護司との情報連携の強化を図りました。また、刑期を終えた方などが預貯金もなく、生活に困窮するような場合には、生活保護の相談で対応している状況でございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。

御説明のとおり、さまざまな窓口において、いろいろと対応していただいていることは確認ができました。

今回の法制度は、依然として高い再犯者の再犯率の高どまりの状況を改善するために、市町村全体として取り組む必要があるという流れになったと私は理解しておりますが、これに対するために、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務ながら位置づけられたわけでございますが、同計画について、市の見解と課題をどのように捉えているか、お聞かせください。

○総務部参事（東 栄一君） 犯罪等を犯した人が社会に復帰した後、再び罪を犯さないように、適切な相談や支援を行うことで、再犯率が減少することになれば、市民の安全・安心につながるものと認識してございます。計画の策定につきましては、それを効果的に進めるものと理解しておりますけれども、再犯防止対策につきましては、国、東京都、市町村が適切な役割分担のもとで実施すべきものと考えておりまして、そのあたりをどうすみ分けていくのかというのが、今後の課題だというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ただいまの御答弁で、前向きに捉えていただいているという姿勢は確認できました。課題をお伺いしましたが、国が再犯防止推進計画を策定し、この7月には東京都も再犯防止推進計画を公表したことから、国・都・市の適切な役割分担を検討できる条件は整ってきたものと思いますが、市は計画を策定する方向で検討できないのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話があった東京都の再犯防止推進計画につきましては、7月末に公表されたばかりですので、先進自治体を除きまして都内の区市町村の多くが、これから対応について検討を進めるものと認識しております。当市におきましても、地方再犯防止推進計画の策定につきましては、国や東京都、先進市、また近隣市などの動向を踏まえながら、市として独自の計画を作成することの可否も含めまして、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。

再犯者の問題については、更生保護法により、従来から保護司会で対応していると聞いております。今後も就労支援等に力を入れていくということもあわせて聞いております。ぜひ、既存の保護司会と緊密な連携をとりながら、効果的に進めていくためにも計画策定の方向で検討をしていただきたいと思います。

なお、既に計画を立てている千代田区のものがございますが、千代田区の内容は幅があり過ぎて、結局、従来どおりそれぞれの窓口に分けられるだけの、これまでと余り変わらないという印象に終わっております。検討の際には、就労支援に特化するなど、東大和市独自の特色を出した計画として策定していただくことを要望いたしまして、1番の質問は終わらせていただきます。

続きまして、自治会についてお尋ねいたします。

まず初めに、市長御答弁におきまして、安定した自治会活動の継続に不安を抱えている自治会もふえてきて

いると認識しているとのことですが、現在の自治会の加入率はどのようになっているのでしょうか。状況をお教えください。

○地域振興課長（大法 努君） 自治会加入率についてでございますが、直近のデータでは32.4%となっております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 加入率が32.4%と下がっている状況ということでございますが、この数値は、東大和市まち・ひと・しごと総合戦略の基準値、平成26年度の35.1%よりもさらに下がっている状況ですが、市はどのような認識でいるのでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 各自治会におきましては、独自に転居者の皆様に加入の御案内をしたり、市においても自治会活動を市民の皆様にご案内いただくよう、自治会活動の紹介に取り組んでいるところでございますが、即効的に加入率の向上につながってはいないのが現状でございます。

市全体の加入率を向上できることが何よりではありますが、まずは既存の自治会における加入者が減少している現状を少しでも緩和して、加入率を維持し、持続可能な足腰の強い自治会組織をつくり上げていただけるよう、自治会の皆様とともに取り組むことが重要であると認識しております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。

東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標値は加入率36.8%であります。あらゆる方策を投入いたしまして、この目標に近づけていただきたいと思います。

次に、自治会と行政の関係の中で、市は協働のパートナーとしてどのようなことを自治会に求めているのか。また、市と自治会の距離は、いかほどなものかをお聞かせください。

○地域振興課長（大法 努君） 自治会が持ち得る知恵と知識は、市が取り組む問題の解決、これからのまちづくりを進める上で欠かせないものであると認識しております。そうしたことから、市といたしまして、地域での取り組みに関して自治会の皆様に協力を仰ぐことも多々あること、よりよい地域環境を築く地域コミュニティの根幹をなす組織であり、その支援として補助金を交付していることから、市と自治会の関係は密であり、重要な協働の主体であると認識しております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。

先ほどの市長の御答弁でも、自治会の重要な協働のパートナーであると認識しているとのことですが、現に地域におきましては、市の情報を回覧するだけでなく、夜回りをして地域の安全を自主的に守ったり、高齢者や子供たちの見守りを積極的に行っている自治体もございます。

そこで、世帯数に応じて補助以外に、こうした積極的に活動しているインセンティブな補助金を出すべきではないかと私は考えますが、いかがなものでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 現在は御指摘のような活動加算という形態での補助は行っておりません。各自治会ごとに、会員数、運営方法、予算や背景など、一部共通はしているものの、問題、課題は多岐にわたっております。こうしたことも加味しながら、限られた財源の中で、東大和市の自治会に見合った補助のあり方、動機づけとなるような支援の必要性などについて、防災、防犯、子供支援などに取り組んでいる自治会に対して、補助金の加算をしている事例なども参考にしながら、引き続き調査研究をしていくとともに、コミュニ

ティ助成など外部の助成金を活用しての支援に努めてまいります。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ささまざまな方向はいろいろお聞きいたしました。その中で、側面的支援として、外部の助成金を活用することとありますが、どのようなものでしょうか。また、これまでの実績があるのであればお教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に直接必要な備品等の整備を通じて、住民が自主的に行うコミュニティ活動の推進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指して助成する事業でございます。

この助成事業を活用し、各自治会へ無償譲渡している取り組みも、自治会活動への側面的な支援の一つとして平成27年度から活用しており、平成30年度におきましても8自治会へ備品を購入し、無償譲渡いたしました。こうした外部の補助制度を活用することで、少しでも自治会活動における活性化の一助となりますよう、引き続き自治会へ補助制度の御案内に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。

さまざまな補助制度等、各所にアンテナを広げていただき、引き続き頑張ってくださいと思います。

次に、今後の取り組みとして、自治会の活動に目をとめていただくことの必要性を御答弁されておりましたが、市や自治会ではどのように周知をしていくのでしょうか。よろしく願いいたします。

○地域振興課長（大法 努君） 市におきましては、自治会活動の様子の写真を用いたA4、3つ折のサイズのリーフレットを作成しております。転入者への配布を初め、イベント時、あるいは各自治会で勧誘を行う際の加入促進活動において活用をしていただいております。また、転入者の多い3月末から4月初旬にかけ、これまで撮りためた自治会等の活動の写真のパネル展示、地域活動写真展を市役所1階入り口ホールで行っております。来庁された市民の皆様へ、地域で行われている自治会活動に目をとめていただくよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。

今後もさまざまな取り組みを行い、継続していただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、情報社会にあつて、場合によっては人との直接つながりがなくても生きていける人間関係が希薄な現代社会になっておりますが、こうした便利な時代だからこそ、アナログ的な人とお互いの顔が見える関係が大切であると思います。フェース・ツー・フェースのつき合いをもっと生かして進めていかないと、自治会の存在意義が薄れていくと私は考えておりますが、改めて市の御認識をお伺いいたします。

○地域振興課長（大法 努君） 緩やかな関係でありながらも、自然と顔が見える関係が生まれ、住民がともに支え合いながら安心して暮らすことができる。そして顔が見える関係を礎に、子供や高齢者を見守り、支え、また災害に備えるなど、共助の仕組みが自然に育つことが期待されることから、自治会加入の必要性を感じております。

自治会の皆様の活動が目に見える形で加入されていない方々へ届くよう、市・自治会、双方で創意工夫を凝らし、周知していくことが、1人でも多く加入される方がふえていく一助になると認識しておりますので、自治会活動の有意義さ、魅力などを情報発信し、活動の見える化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番(木下富雄君) 今御説明いただいたあらゆる手段、施策をもちまして、自治会の加入率を今後とも上げていていただきたいと思います。

自治会に関しましては、これで質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、学校のトイレ環境について再質問させていただきます。

教育長の御答弁の中で、策定予定の学校施設長寿命化計画とはどのようなものなのでしょうか。教えてください。

○建築課長(中橋 健君) 学校施設は、主に昭和40年代から50年代にかけて建設されておりまして、近い将来、一斉に更新時期を迎えるとなります。学校施設は、児童・生徒の学びの場であるとともに、災害時には避難場所となる重要な施設であり、老朽化対策は先送りのできない重要な課題であります。このような状況の中、学校施設長寿命化計画は、既存施設の保全及び環境改善、改修により長寿命化を図って、今後も一定期間、使用し続けていこうとする計画であります。

以上です。

○10番(木下富雄君) ありがとうございます。まさしく読んで字のごとくの計画でありましたが、それではこの計画の中でトイレをどのように改修していくのかお教えてください。

○建築課長(中橋 健君) 学校施設長寿命化計画につきましては、策定前ではございますが、トイレの改修では、配管、便器、手洗い、個室のトイレブース、また照明に加えまして、床、壁、天井などの内装も含めて、全体的に環境改善を図りたいと考えているところです。

以上です。

○10番(木下富雄君) ありがとうございます。

先ほどの教育長御答弁の中にもありましたが、学校における耐震工事が一段落した現在、主に小学校の1年生の使用するトイレの改修に取り組んでいるとのことでした。

私も、母校の第七小学校のトイレを見学してまいりましたが、改修したところは確かにきれいで清潔感があり、床材の張りかえもしてあり、トイレ全体が明るくなっておりました。しかし、他の場所のトイレを私が見学したときには、通学していた当時と余り変わらないような気がいたしました。

そこで、改めてお聞きいたしますが、この学校施設長寿命化計画の中で、トイレの改修の優先順位はどのようになっているのでしょうか。

○建築課長(中橋 健君) 優先順位につきましては、老朽化により劣化の進んだ学校から1校ずつですね、トイレも含めた校舎全体を改修するように考えております。具体的には、今後策定される小中学校再編計画と整合を図りながら、計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番(木下富雄君) ありがとうございます。

最後に改めて、市といたしましてトイレ改修のゴールはどのようにイメージしているのでしょうか。

○建築課長(中橋 健君) 市の学校のトイレ、こちらのイメージにつきましては、明るくきれいで使いやすい、機能的で衛生的なトイレであることはもちろんのこと、児童と生徒にとって居心地のいい快適なトイレを目指したいと考えているところです。また、水回りは交流の場でもありますことから、子供たちのコミュニケーションの場にもなっていだけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（木下富雄君） ただいまの答弁の中で、トイレのカタログの写真をイメージするようなことが頭の中に浮かんでまいりました。ただし、その改修の要素の中に、終了までのスピード感も加味していただきまして、これからさらにトイレの改修を早期に進めていただきたいと思います。

これで全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、木下富雄議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 中 村 庄一郎 君

○議長（中間建二君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔8 番 中村庄一郎君 登壇〕

○8番（中村庄一郎君） 議席番号8番、自由民主党、中村庄一郎です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1番といたしまして、村山貯水池、多摩湖ですね、堤体工事についてであります。

①といたしまして、堤体工事の現状と今後の課題についてであります。

大きな2番といたしまして、都市基盤整備についてであります。

①といたしまして、市内道路補修等の計画の現状と今後の課題についてであります。

②といたしまして、市内河川等の整備工事の現状と今後の課題についてであります。

③といたしまして、緑地保全の現状と今後の課題についてであります。

④といたしまして、市内鉄道及びモノレール駅周辺の環境等の現状と今後の課題についてであります。

以上、再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔8 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、村山上貯水池の堤体工事についてであります。準備工としての仮締切り工事が完了し、令和元年6月に堤体強化工事の契約が締結され、現在、堤体強化盛り土の施工に向け、工事前の調査等を行っているところであると聞いております。今後の課題としましては、市道と堰堤上の通路の取りつけに関する設計、工事の調整や、周辺施設の整備について東京都との協議が必要になるものと考えております。

次に、市内道路補修等の計画についてであります。都市計画道路と幹線道路の舗装等の改修は路線ごとに計画的に進めております。その他の生活道路につきましては、現在、改修計画はありませんが、市内全般的に舗装の経年劣化が著しい状況でありますことから、道路点検等により優先順位の高い路線から改修工事を行っていく考えであります。課題としましては、改修工事には相当の費用がかかりますことから、工事費の平準化等を行うことが必要であると考えております。

次に、市内河川等の整備工事についてであります。市内には東京都が管理しております空堀川、奈良橋川と市が管理しております前川や水路があります。空堀川は拡幅整備や旧線の整備工事が着々と進展し、整備完了まで残りわずかとなってきております。奈良橋川は、空堀川との合流地点であります高木橋を起点とし、上流側の拡幅整備事業が始まっております。前川、水路につきましては、改修計画はありませんが、適切な管理に努めているところであります。今後の課題としましては、東京都の河川整備事業について、市の要望をきちんと伝え、取り入れていただくよう東京都との協議を適切に行っていくことであると考えております。

次に、緑地保全の現状と今後の課題についてであります。市立狭山緑地では、東大和市狭山緑地雑木林の会の皆様の協力により、貴重な里山として整備していただいております。今後の課題につきましては、同会の会員の方々が高齢化してきておりますので、後継を担っていただける会員の確保であると考えております。

次に、市内鉄道及びモノレール駅周辺の環境等の現状と今後の課題についてであります。東大和市駅及び玉川上水駅の駅前広場につきましては、整備後、約30年が経過しており、路面舗装や修景施設などの経年劣化が見受けられ、今後の更新が課題であると認識しております。また、上北台駅につきましては、武蔵村山市のMMシャトルが乗り入れるなど、モノレールの起終点としての活用がされております。今後さらに訪問者を増加させる取り組みが課題であると認識しております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、堤体工事の現状と今後の課題についてお伺いをいたします。

最初に、村山貯水池、多摩湖ですね、こちらの堤体工事についてであります。多摩湖の水の仮締切りの工事と堰堤通路の脇の歩道——仮歩道ですね、この設置工事が行われていましたが、いよいよ上貯水池の堤体強化工事が本格的に始まるというふう聞いております。ただ、現地を見ると、まだ堤体の工事が始まっていないようであります。東京都水道局の工事ですが、東大和市民の多くが気にしているところだというふうに私も思っているところであります。

そこで、平成29年第2回の市議会、また平成30年第2回の市議会の一般質問で、同じ質問をしておりますけれども、その後の進捗と今後の予定を、市で把握してる範囲で構いませんので、お聞かせいただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 進捗と今後の予定についてということでございますが、東京都水道局に確認しましたところ、堰堤の下貯水池の一部について、水を遮断する仮締切り工事が完了しております。また、堰堤東側の下の部分の歩行者通路の代替としまして、堰堤通路の脇、西側になりますが、この脇に仮設の歩道を設置する工事が完了しております。

今後についてでございますが、この6月に堤体強化工事の請負業者が決定しまして、現在、工事前の準備工として、現場調査、樹木伐採、試験盛り土などを行っておりまして、この準備期間が令和2年度の半ばくらいまでかかるということでございます。また、堤体強化工事は、その後、令和2年の後半から堤体の掘削工事が始まり、完了は令和5年度初めの予定となっているということでございます。その前の令和4年度の年明け、令和5年1月くらいからですが、周辺の整備工事に取りかかり、完了は令和5年度末の予定であるということで聞いてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

堤体の掘削工事が始まるのが令和2年、来年の後半からということは、まだまだ時間がかかるようですね。工事中の道路アクセス、また通行はどのようになるのでしょうか。また、通行どめが発生するのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 堤体強化工事の期間でございますが、この期間は堰堤の通路の工事はないため、通行どめにはしないかと確認してございます。また、堰堤通路の道路整備につきましては、令和5年の1

月ごろからの予定の周辺整備工事に含まれますが、現状の交通量を考えますと、全面通行どめではなく、片側通行になるのではないかとということで推測しております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

うちはその前のほうにあるんですけども、結構、朝は通勤時間なんかはね、やっぱり所沢のほうから八王子のほうへ向かっていたり、昭島のほうへ向かっていたり、結構、芋窪の中を通勤の通路として通られる方が結構いらっしゃるんですね。ですから、私もあの堰堤の通路は、所沢市と東大和市をつなぐ重要な幹線にもなっておりますので、交通量もかなり多いことから、全面通行どめにするのは難しいかなというふうに思っているところでございます。

また、ぜひそのようなことにならないよう、担当課から水道局に伝えておいていただきたいというふうに思います。

また、本格的な工事が始まりますと、自然環境についても心配があります。貴重な野鳥などが多摩湖に生息をしているとも聞いておりますので、この辺のところは東京都は、何か対応を考えているのかわかりますかどうか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東京都水道局では、準備工としての工事のときから環境モニタリング調査を実施しております。この工事が完了するまで、引き続き実施していくとのことでございます。

その内容につきましては、オオタカやトウキョウサンショウウオ等の希少種を初めとした動植物や、生活環境についての監視を実施しているとのことでございます。また、樹木の移植等の保全対策も行うということでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。これから貯水池ですね、この部分を観光行政みたいな部分で、これから検討があるとすれば、やはりこういう環境の部分というのを非常に大切にしていかないと難しいかなと。大きな宝になる一つかなというふうに思いますので、こちらのほうも慎重を期してほしいと思います。

次に、道路の幅員についてでありますけれども、現在の道路の幅員6メートルが、今後の整備により9メートルになることは、以前にも確認をさせていただきましたけれども、強化盛り土の上の部分歩道を歩道にしていこうなど、具体的な道路の構成等は決まったのでしょうか。また、市の道路との接続はどういうふうになるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 堰堤通路の車道につきましては、現状の幅員がおよそ6メートル程度でございます。この6メートルが9メートルに拡幅される予定となっております。車道東側の堤体強化工事で盛り土する部分につきましては歩道を計画してございまして、現在幅員についてはまだ未定とのことでございます。今後、拡幅整備される堰堤通路の北側に接続しております市道第952号線、また南側に接続しております市道第978号線の取り付け工事が必要となりますが、現在のところ市の実施設計以降の進め方について、東京都と協議中でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） わかりました。

今までは歩いていくのには下をおりて、また上がってってというそういう面倒くさいことをして、結構時間も

かかったり、お年寄りや小さい子は大変だったんですね。そういう意味では、堰堤の通路が拡幅されて、その横に歩道ができれば、安全で快適な道路としての機能も発揮できるのではないかというふうに思います。

また、以前にも質問させていただきましたけども、多摩湖を観光に活用していくという観光行政としての人を呼び込むための展望台や駐車場などの話は、どのようになってるか教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 展望台や、駐車場の設置につきましては、当初から東京都水道局にお願いしております、東京都との打ち合わせの場では毎回話をしているというような状況でございます。現在のところ余り進展はしてございませんで、今後も引き続き調整していきたいというところで考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ぜひ観光行政としての大和ということも考えれば、やっぱり多摩湖はまず第一かなというふうに思っております。

また、先日もほかの議員が質問の中で言いましたけども、自然と環境を生かしたまちづくりとしての多摩湖、狭丘丘陵、空堀川を結ぶ桜等の回廊づくり、こういうのが市長のこれからの政策の中にもあるということでございますので、ぜひそういう意味では、こういうところから東京都に強く、いろいろ要望をしていただいて、進めていただければというふうに思うわけでございます。

続きまして、市内道路補修等の計画の現状と今後の課題についてであります。

都市基盤整備についてであります。市内の道路補修等の計画の現状と今後の課題についてでありますけれども、市内の道路のほとんどが舗装されており、東大和市の生活道路の舗装率は他市と比較してもよいほうだろうというふうに思っております。しかしながら、舗装してからの年数もち、全般的に余りよくないことは周知をしているところであります。

また、市の担当課においても、道路の舗装等で苦労されてることというふうには思っておるところでありますけれども、そこで道路の舗装について何点かお聞きしたいというふうに思います。

市民の方からも聞かれたのですが、道路の舗装は何年サイクルで再舗装するのか、その基準はあるのか、お伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 一般的な舗装の耐用期間ですが、こちらの舗装の設計施工指針というものがございまして、その設計施工指針におきまして、アスファルト舗装で10年、コンクリート舗装で20年とされてございます。ただし、道路は交通量や舗装構造などにより、舗装の劣化が各路線で違うため、一概に何年サイクルで舗装するかは言えないというような状況でございます。

また、舗装の設計施工指針で定められております一般的な舗装基準につきましては、道路の交通や沿道環境に及ぼす舗装工事の影響、当該舗装のライフサイクルコスト、利用できる舗装技術等を総合的に勘案して、道路管理者が適宜設定することとなっておりますが、当市の幹線道路につきましては、東京都の道路設計基準で定められた耐用期間が10年の舗装構造としてございます。なお、狭い幅員の生活道路につきましては、簡易舗装の構造としているというような状況でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、どの程度舗装が劣化したら再舗装するのか、生活道路についての舗装、補修の考え方をお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 再舗装ですね、一般的には再舗装のことを、舗装の打ちかえという言葉で使って

おります。この打ちかえを決定するには、いろいろな条件や状況がございます。舗装が劣化していることのほか、道路の振動によります沿道、沿線住民からの舗装要望が多くあったり、また舗装が部分的に下がって水たまりができていたりとか、L型のブロックやU型のブロックなどの排水施設の劣化や、取りかえが必要であるときなどがございます。

そのような路線につきまして、職員が現地調査を行い、順づけをして計画的に整備を行うようにしております。路線として整備できないときや、一部分のみ舗装が劣化しているときなどは、部分的な舗装で対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと言葉は悪いけれども、言ったもん勝ちかな。

例えば、継ぎはぎだらけの舗装道路とか、また後は非常に小さいお子様や高齢の方が歩くのに不自由な道なんかがあると、やはりそれなりに現地を調査していただいて、できるだけ素早い舗装の修繕をしていただくというふうなことに心がけることが、まず第一なんじゃないかな。そのように、ちょっと心がけてみたいというふうな思っております。

次に、都道についてはどのような準備で、またどのようなサイクルで舗装しているのか、わかる範囲で教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほども申し上げましたが、東京都におきましては、東京都の道路設計基準に基づいてございます。この道路設計基準で、耐用期間は10年であると認識してございます。ただし、交通量の多い新青梅街道などは、大型車両の通行が多く、舗装の劣化が早いため、5年単位で舗装を行っているとも聞いてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

たしか新青梅は、去年、おとしでしたっけね、1回たしか舗装の改修か何かをされたことがございましたね。そのときも、実は芋窪街道とつながっているところの清野運送さんところですよ。陸橋があるところですよ。あそこのたしか件でも、他市の他の職員さんで、道路に詳しい方がいらっやいまして、あのところの歩道を、歩道の接続、歩道の切り下げのところの接続ですね、あれがかなり盛り上がってるといことで、高齢者だとか、障害者の方々、歩くの大変だということ、ちょうどまだ工事中だったと思うんですけども、まだ間に合うということ、たしかお願いをさしていただいて、あそこの歩道を急遽、切り下げをきれいに4カ所ですか、四隅ですね、ちょうど新青梅と芋窪街道の接続になりますね。

こういうことが結構あり得ると思うんですよ。ですから、できればある程度の早いうちに、周辺の人たちには周知みたいなこともしていただいて、確かに10年であるというふうなこと、5年ですか。都道の場合は5年ということではあるかと思いますが、そういうのもある程度事前に教えていただくと、そうするとそういうことの対応の仕方なんかも、特に接続点ですね、そういう部分なんかのことは、その時点でやっというほうが、あと市のほうも、行政側も、後でしないように、市のほうで手を出さなくても、そのことで処置できるようなこともあると思うんですよ。ひとつ、ぜひお願いしたいと思います。

また、芋窪街道も、ここで今、旧青梅街道から3・5・20号線まできれいに舗装を直していただきまして、ありがとうございます。またここで芋窪のほうも、コミュニティバスのいろんな形の計画があるようでござ

いますので、そういう意味では道路もきれいにさせていただいて、助かっておるところでございます。

それでは、市内河川等の整備工事の現状と今後の課題についてであります。

次に、市内の河川についてお聞きいたします。まず空堀川ですけれども、大分、拡幅整備工事が進んできていますと。下流のほうはほぼ完了しているようですけれども、上流である市内西側の蔵敷、芋窪地区で未整備な箇所がございます。あと残りの区間はどこなのでしょうか、教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在、東京都におきまして整備を行っているところが2カ所ほどございます。奈良橋と蔵敷の境の八幡通りの東芝中橋の橋梁整備とその前後の部分、また芋窪街道の新中砂橋の橋梁整備とその前後の部分が施工中でございます。この工事が完了すると、全体の89%が整備済みとなるということで東京都からは聞いてございます。

この2カ所が終わりますと、残り東芝中橋の上流の一部がまだ残ってございます。また、芝中団地の南側の芝中調節池の部分、それから先ほど新中砂橋の上流の部分、それから旧河川の整備、この辺がまだ残ってるような状況でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

最終的には、いつ完了するんでしょうかね。その後はまだ工事があるんでしょうか。教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 空堀川の全ての整備の完了でございますが、東京都に確認しましたところ、加入はまだ未定とのことでございます。完了後についてのことでございますが、空堀川の拡幅整備が完了しても、まだ時間50ミリの降雨に対応したのではなく、暫定整備となっております。今後、河床——河の床ですね。河床を50ミリ対応となるよう、下流から掘り下げる工事を順次実施していくとのことでございますが、東大和市が何年先になるかはまだ未定とのことでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

次に、奈良橋川についてですけれども、大雨時に蔵敷の村山橋の川から流れ出して、道路が冠水したことや、ほかの橋においてもこういうことがあるということを耳にしております。ここで奈良橋川の整備が始まるようですけれども、どのような整備を行い、どこまで行くのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 奈良橋川の整備についてでございますが、川幅の拡幅と護岸整備、管理用通路の整備があると確認してございます。高木橋の合流地点から、高木3丁目の宮前二の橋の上流の区間390メートルは、既に事業が進んでおりまして、今年度から北高木橋の上流およそ120メートルを護岸整備する予定と聞いてございます。川の幅員は、現況のおよそ7メートルから15メートルに拡幅計画となっております。川の両側に3メートルの管理用通路を設ける計画になってございます。また、ことし平成31年3月に、東京都によります事業説明会が奈良橋市民センターでございまして、次の事業区間としまして宮前二の橋上流から奈良橋2丁目の日月橋上流の590メートル区間を整備することになってございます。

今後の予定でございますが、まず川の現況測量と用地測量を行うとのことで、令和元年、秋以降に河川予定地の指定を行い、その後、用地説明会や用地補償協議、整備工事と進む予定でございますが、その時期は未定であると聞いてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

続きまして、都市基盤整備についてお伺いをしたいと思います。緑地保全の現状と今後の課題についてであります。

市立狭山緑地については、東大和市狭山緑地雑木林の会により、貴重な里山として整備していただいていることについては、私も十分認識しているところであります。また、今年度は内閣総理大臣表彰を受賞したということで、今後も末永く活動していただきたいというふうに期待をしているところであります。

一方で、課題として、同会の会員の方々が高齢化しているということですが、現在の会員の人数や平均年齢、また今後、若い会員をふやしていく方策についてお伺いをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 東大和市狭山緑地雑木林の会の会員数ですが、現在50人程度であり、平均年齢は60代後半というふうに伺っております。今後、若い会員をふやしていく方策についてであります。現在、雑木林の会では市民の方が参加できる事業を取り入れまして定期的には実施しております。市におきましても、会の活動のPRに協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 狭山緑地については、現在の買収率はどのぐらいかということと、将来的にどのようにしていく考えがあるのか、お伺いしたいと思います。また、芋窪緑地についてはどうなのでしょう。これも聞かせていただければというふうに思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 狭山緑地でございますが、用地買収率は現在79.2%となっております。市といたしましては、今後も雑木林の会の御協力をいただき、里山として残していきたいと考えております。

芋窪緑地についてでございますが、平成3年2月、東京都において都市計画決定され、用地買収率は東京都と東大和市において約25%が公有地化されております。芋窪緑地につきましては、東京都が丘陵地公園として整備する予定でございますことから、早期に公有地化を実施して実現していただくよう要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 他の議員からの一般質問にもありましたけれども、緑地とか、そういう緑を残すってこと、自然を残すってこと、結構暇もかかるし、予算もかかるし大変なことなんですよ。だから、やっぱりその都度、その都度、手をかけてあげないと、生きてるものですから、いろいろ余り放置しちゃうと、その後、2倍にも3倍にもはね上がって、かかってくる費用もそうですし、日にちもかかるということになると思います。そういうことから考えますと、やっぱり雑木林の会の皆様方に、そういうふうにしていただくのは非常にありがたいことであると思いますし、ぜひそのことについては注視して、いろいろ検討をしていただければというふうに思うわけでございます。

続きまして、市内鉄道及びモノレール駅周辺の環境等の現状と今後の課題についてお伺いいたします。

東大和市駅について伺います。まずは駅前広場のロータリーですが、簡易補修はしていただいておりますが、ところどころ路面が傷んでおります。路面改修の予定がございましたら教えていただきたいというふうに思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和市駅前の駅前広場内の舗装についてでございますが、大分傷んできていることは承知してございます。まだ計画はございませんが、東大和市駅だけではなく、玉川上水駅の駅前広場内の舗装も傷んできておまして、両駅前広場内の再舗装を検討する時期に来ていると認識してございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 東大和の玄関先でございますので、ぜひ早急な改修を求めるところであります。

また、駅前といえば、昨年、ムクドリによるふん害が発生しております。ことしの状況と対策はどうだったのでしょうか。また、今後どのように対応していくのでしょうか、お聞かせください。

○環境課長（宮鍋和志君） 東大和市駅前広場のムクドリ対策についてでございますが、ことしは7月1日、2日の2日間、午後6時から8時にかけて対策を実施いたしました。具体的にはムクドリが嫌がる音声を流しまして追い払うという方法で実施しておりますが、今回、ムクドリ撃退装置を開発しておられます事業者にも協働参加していただいております。

当初、目測で2,000羽程度が飛来しておりました。2日目は、前日より少ない1,200羽程度が飛来し、2日目の終了時点ではほとんどいなくなったのを確認しておりますが、現在また戻ってきてしまっているのが状況でございます。今後についてでございますが、現状の対応を粘り強く続けていくとともに、駅前の樹木のあり方、それから他自治体等の対応方法等について、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。ぜひ、ムクドリ対策も検討していただいて、駅前対策としては、路面改修、それからムクドリ、それから駐輪場など、個別対策が必要ですが、もう少し大きな視点で見ることも必要かと思えます。

たしか昨年度か何かですね、関田 貢議員かなんかも、この駅前対策については一般質問でされたと思えます。人口減少対策の一つとして、駅前の再開発ですね。例えば駅ビルの建設、かなり大規模な事業になりますけど、そのような事業は可能でしょうか。お伺いいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 駅ビルということですと、どうしても西武鉄道さんが主体ということになります。西武鉄道が駅前の敷地を活用して商業施設などを整備するような、そういったようなことが考えられます。過去におきましては、西武鉄道に開発の考えがございましたが、現在は近々に事業化するというお話はいただけていないというような状況でございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 人口が減っていく中、企業の経営として難しい面があるのはよくわかります。しかし、そういう時代だからこそ、駅ビルだけでなく、駅前の差別化、再開発といった手法も検討の余地は残しておく必要があるかというふうに思うわけでありませう。

以前、議会でも取り上げられましたけども、南街5丁目あたりを抜ける都市計画道路3・4・17号桜街道線を事業化する際は、そういった視点も考慮した検討が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 東大和市駅周辺地区につきましては、東京都が決定いたしました都市再開発の方針において誘導地区に指定されております。こういった都市計画の位置づけがありますことから、今後、地域におきまして再開発の機運が盛り上がってくれば、市としましても事業の採算性などを含めて、再開発事業について検討していく余地はあるというふうに考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） まず地元の盛り上がり、それから採算性など、かなり難しい面があるのは承知をしておりますけれども、今後の展開に期待をしていきたいなというふうに思っております。

次に、上北台駅周辺についてお伺いをいたします。

現在、箱根ヶ崎方面の延伸を東京都などに要望しております。延伸自体はよいことと思いますけれども、東大和市から見れば、上北台が通過駅になるわけでありまして。ですから、上北台駅でおりてもらい、市内を散策してもらえらるような、そういった基盤づくりが必要だというふうに考えております。要するに、観光行政の一部ですね。

例えば、現在、芋窪地域でコミュニティタクシーの検討を行っております。これが軌道に乗ったとしたら、多摩湖、堤防や西武球場につなぐような検討も可能でしょうか、お伺いをしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） コミュニティタクシーは、地域の皆様と協働で検討しており、ルート等の運行計画も地域の皆様と作成しております。コミュニティタクシーにつきましては、まずは現在検討を進めております試行運行を実現させることが第一だというふうに考えております。その上で、本格運行に移行する場合は、試行運行のルートを基本とするものと考えております。また、本格運行へ移行した後、運営が軌道に乗り、乗客数が順調に増加している状況になれば、ガイドラインに基づきまして、さらに地域が必要とする交通とするためのルートの変更、拡充について、地域の皆様と協働し、検討することも可能というふうに考えております。以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

私もどっちかという貯水池のほうに家が寄っているほうなものですから、貯水池だとか、こういうことがちょっと気になったりしておりましたので、今回の一般質問をさせていただいたのも事実であります。

それと西武球場も近いものですから、そちらの。たまに西武球場前というあれでしたっけ、駅を利用させていただきます。この間、道路促進大会でしたっけ、あれは練馬でしたっけ。練馬駅へ行くのに、いつもどおり上北台で検索をして、乗りかえ案内を出してみたんですね。そしたら何回も乗ってかないと練馬の駅まで行かないんですね。私もつかつなものですから、うちの家内が、いや西武球場から行ったら1回で乗りかえで済んじゃうよって言うんですね。確かに1回で乗りかえで済んじゃう。

うちからだど7分ぐらいで、歩いて西武球場まで行けちゃいますんで、非常に便利だったんですね。こういうことを考えていきますと、西武球場駅、いや過去には第三セクターかなんかで、モノレールということで西武かなんかが、西武球場のほうへ持っていくみたいな話もあったようでございますけれども、今はあくまで瑞穂のほうへ、箱根ヶ崎の駅のほうへ向かってというのが優先順位というふうにあります。ただ、これで上北台駅を上手に使わないわけにはいかないなというふうの一つ思ってる次第でございます。

そういう意味では、例えばレンタサイクルでもいいと思うんですね。レンタサイクルが、何か西武球場までというのがね。西武球場へも上北台まで来て、野球を見に行かれる方もいると思いますし、あそこの山口観音のあたりとか、それから慶性門というのは大和にもございますね。そういうことも含めて、これから観光行政の中ではですね、先ほど来から、河川の修理のこともさせていただきました。道路の修理のこともさせていただきました。あと多摩湖の話もさせていただきました。これは市長が求める多摩湖、狭山丘陵、空堀川を結ぶ桜等の回廊づくり、これの観光の行政の一環に、これからつながっていくんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。これは大和の人間だけじゃなくて武蔵村山の人も、結構、西武球場駅前、利用される方もいらっしゃるみたいなんですね、やっぱり便利なようですね。

それで、実は芋窪の今のコミュニティタクシーですね。こちらのほうのルート、2ルートということで予定されているようであります。芋窪の大体東側を1ルート、それから西側を1ルート。西側の1ルートには、武蔵村山の神明という地区の部分も導入されております。武蔵村山のMMバスと合流ができて、そちらで武蔵村

山の方も乗車できるような構想というか、そういうような準備があるようでございます。そんなことを考えますと、今後のいろいろ背景としては、観光行政の一環として、上北台の駅から武蔵村山の神明の一部を回って、それから西武球場のほうへ向かっていくと。西武球場からまたこっちへ来ても、時間としては25分かそこらで一周、回ってしまうルートなんですね。ただ残念なことに、ちょっと貯水池の一部が、ちょっと通れない部分なんかもあるようであります。

今回、名前、言っちゃっていいのかな、ジブリ財団でしたっけ——が芋窪の墓地の予定地だったところを、ジブリ財団のほうで買い求めていただきました。こういうことをいろいろ背景にしていきますと、ジブリ財団と大和で共同で、そこら辺に一部、観光の拠点をちょっとつくっていただいて、バスを回していくのもどうかなというふうなことも考えるわけであります。そういう意味では、非常にいい観光の形になっていくのかなというふうに思います。

また、桜の回廊ということでございます。これも先輩議員である関田 貢さんからもお聞きした話なんですけども、アドプト制度ですね。例えば桜を市民に一人一人ずつ買い取っていただいて、要するに桜を育てていただくんですね。そういう制度にすれば、市の財政を使わなくても、成長まで見届けていただくということで、例えば企業によっては2本でも3本でも買い取っていただいて、桜の花が咲く時期には、花見で会社の職員でも呼んでいただいて、そこで花見をしていただくとか、おつき合いの企業の方を、自分の桜の花の下でみんなで花見をするとか、そういうことの観光行政みたいな部分も、利用できるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、多摩湖、狭山丘陵、それから空堀川ですね、これを結ぶ桜等の回廊づくり、こういうことも観光行政の一環として、考えていただくとうろしいのかなというふうに思うわけです。

ぜひ、まだ道路の計画のほうも、新しい芋窪街道ですね、あそこが青梅街道に突き当たって、それから先へ抜ける計画がまだあるようでありますよね、貯水池のほうへ抜ける計画。ああいう計画なんかも、よく考えていただきますと、今後この大和の拠点として、逆に大和からみんな外へ出て行っちゃうんじゃないかと、大和を拠点としていろんな計画ができるんじゃないかなというふうに思うわけであります。

ぜひ、市長、そういうような計画も一つとして考えていただいて、お願いしたいと思います。

それでは、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（中間建二君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（中間建二君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす11日から13日及び17日から20日の7日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（中間建二君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時51分 散会